

令和 6 年度介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定に係る Q&A

(令和 6 年 7 月 9 日)

質問項目	回答
運動器機能向上加算が包括化されたが、運動器機能向上計画の作成は必要なくなったのか	運動器機能向上加算の算定において作成していた運動器機能向上計画の作成は不要となります。 ただし、介護保険最新情報 Vol.1221 P 9 「(2) 指定相当通所型サービスの具体的な方針」において、「利用者の状況を把握・分析し、指定相当通所型サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。」とされていることから、実施した運動器機能向上サービスについての記録は残してください。